

筑前町いじめ対策基本方針

筑前町教育委員会

(基本方針の内容)

- 1 いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ対策基本方針、さらに、県のいじめ防止基本方針を参考に、筑前町においても、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようするため「筑前町いじめ防止基本方針」策定することで、いじめの問題への取組の一層の強化を図る。

(定義)

- 2 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめに対する基本認識と全関係者による対応)

- 3 「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうるものである」ことを十分に認識し、児童生徒の尊厳を保持するため、学校だけでなく、家庭や地域のすべての関係者が連携して、いじめの防止、いじめの早期発見・早期解決に当たる。
また、「筑前町子どもの権利条例」を遵守し、子どもたちが未来や希望を持ち、いきいきと自分らしく、たくましく生きていけるように子どもの権利を保障する。

(いじめの防止)

- 4 「いじめは決して許されない」という認識を学校の教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己存在感を育むことができる学校生活づくりに努める。

(いじめの早期発見・早期解決)

- 5 全ての大人が児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、ささいな兆候も見逃さず、いじめの早期発見・早期解決に努める。あわせて学校は、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、家庭や地域との連携を密にし見守りに努める。

(いじめへの対処、重大事件への対処)

- 6 いじめがあることが確認された場合は組織的な対応を行い、学校相互間の連携を初め関係機関との連携を図っていく。さらに、重大事態が発生した場合は、「筑前町いじめ外部専門家」により、事実関係を明確にするための調査を行い迅速に対処する。

(学校・家庭・地域と連携した取り組み)

- 7 学校、家庭、地域がいじめ防止に向けてそれぞれの役割を果たすとともに、学校や家庭、地域及び地域の児童生徒の健全育成に係る関係諸団体が連携し、情報交換と行動連携に努める。

(組織との連携)

- 8 町は、「筑前町いじめ・不登校等問題対策委員会」、「筑前町いじめ外部専門家」と連携しいじめの根絶に努める。

(教育委員会の役割)

- 9 いじめ問題の解決に向けて、教員の資質向上、学校への支援の充実を図ると共に、地域への啓発を行うなど、学校・家庭・地域が連携を深め、社会全体で児童生徒の健全育成に取り組む体制を整えます。また、この基本方針が地域の実情に即して機能しているかを点検し必要に応じて見直します。

10 組織体制

